

議 長 日程第5「議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う育児休業の取得回数制限の緩和等に関し、国家公務員に準じた措置を講じるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う育児休業の取得回数の制限の緩和等に関し、国家公務員に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案を4枚おめくり頂きまして、5枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行で左が改正案でございます。改正案を御覧ください。第2条につきましては、育児休業することができない職員を規定しておりますが、この育児休業ができない職員から除外されるもの、つまり育児休業ができる職員の要件について、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和として、第4号を改正いたしております。内容としまして、アの規定により育児休業ができる非常勤職員については、（ア）は子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取扱を加え、改正後の（ア）としております。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして、次ページをお願いいたします。イも同様でございます。育児休業ができる職員の要件についてですが、（ア）

及び（イ）のいずれかに該当する非常勤職員が育児休業の取得が可能となります。（ア）につきましては、子が1歳到達日に育児休業している職員で、1歳6か月までの育児休業の取得要件を満たす者についてです。（イ）は、任期の満了日を育児休業の末日としていた職員で、任期の更新等に伴い継続して育児休業が取得可能である者について規定しております。

恐れ入ります、次ページを御覧ください。現行の第2条第4号のウですね、こちらは改正案のほうでは、改正案、先ほど御説明しました第2条第4号イの（イ）の一部改正に伴いまして、こちらは削るものでございます。

続きまして、中段の第2条の3を御覧ください。こちらは非常勤職員の取得できる期間についての規定でございます。第3号ですね、（第3号）と書いてある第3号でございますが、子を養育する非常勤職員が改正後のアからエのいずれにも該当する場合、育児休業の対象期間の上限を1歳6か月までとすることができるようとなりますが、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、特にアですね、アの規定はですね、非常勤職員の子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中であっても、夫婦交代での取得が可能とするものでございます。

恐れ入ります、次ページを御覧ください。イにつきましては、子の1歳到達日に育児休業している場合、または配偶者が育児休業をしている場合とする規定であります。

続きまして、ウにつきましては、特に町長が定める場合に該当することを要件とするもので、この改正後の第3号のイとウは、現行のアとイと同様の規定となっているところでございます。

恐れ入ります、次ページを御覧ください。5ページでございます。第3号のエは、1歳以降の育児休業に取得は従来どおり1回のみとするための規定を追加するものでございます。

続きまして、中段の第2条の4は、特に必要と認められるものとして、子が2歳になるまで育児休業が取得できる場合について規定しております。第1号から第4号の全ての要件を満たした場合となりますが、第1号につきましては子の1歳6か月到達日の翌日から育児休業を取得する場合として、今回の改正

による追加する規定となります。

恐れ入ります、1枚おめくりください。第4号につきましては、本条の規定に基づく育児休業を取得したことがない場合として、今回の改正により追加することになります。

続いて、現行の第2条の5はですね、法律の改正に伴いまして、育児休業法第2条第1項ただし書きにありました条例で定める期間の規定を本条から削るものでございます。

続いて、第3条につきましては、既に2回の育児休業をしている場合における育児休業の承認に係る特別な事情について規定をしているものでございます。育児休業の取得が原則2回まで可能になったことに伴いまして、2回目の取得の際において、育児休業の計画書による申出が不要になったため、こちらの現行の第5号を廃止して削るものでございます。

恐れ入ります。以下1条ずつ繰り上げております。次ページ、最終ページを御覧ください。改正後の第3条第7号の改正は、同じく育児休業の取得回数制限の緩和のため、任期付職員について任期の更新等があった場合に関する規定を整備するものでございます。

次に、第3条の2の新設でございます。こちらはですね、子の出生後8週間以内のいわゆる産後パパ育休を2回まで取得可能とするため、条例で定める期間を57日間と規定するものでございます。

恐れ入ります、5ページ戻っていただきまして、議案本文の4ページを御覧くださいませ。4ページですね、施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項としまして、経過措置としまして、この条例の施行日前に規則で定める当該子を養育するための計画を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例によるという形になります。

最後にですね、一番最終ページでございます。参考資料2ですが、こちらは8月19日の全員協議会で御説明した育児休業の条例の資料を添付しております

ので、後ほど御高覧くださいませ。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。